

総合口座取引(決済普通預金(無利息型)を含む)規定

1.(総合口座取引)

- (1) 次の取引はえちしん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通預金（決済普通預金（無利息型）を含みます。以下同じ。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および自動継続定額複利預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 定期積金
 - ④ 国債等公共債（以下「国債等」といいます。）保護預りおよび振替決済口座への受入れ
 - ⑤ 第2号の定期預金・第3号の定期積金（以下これらを「預積金」といいます。）および第4号の「国債等」を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第4号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2.(取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 預積金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れまたは書替継続は当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、解約は本店のみで取扱います。
- (3) 国債等の預入れ、引出し、振替えまたは保護預り・振替決済口座への受入れの解約等は本店のみで取扱います。

3.(定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店の申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店の申出てください。

4.(預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証記入）して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

(4) 定期積金の給付契約金は、満期日以後に払戻請求書なしで支払い、普通預金へ入金します。

5.(預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6.(当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の第1号の金額と第2号の金額の合計額とします。

① この取引の預積金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額。

② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乗じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、当金庫からの請求がありしだい直ちに新極度額をこえる金額に見合う預積金または国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.(貸越金の担保)

(1) この取引に預積金または国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

① この取引の預積金には、その合計額223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前条第2項第2号の金額を担保とするに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等（その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利）は担保としてその引渡しを受けます。

A. 割引国債を担保とする場合……………340万円

B. 利付国債を担保とする場合……………250 万円

C. 政府保証債を担保とする場合……………250 万円

(2) この取引に預積金または国債等があるときは、後記第 8 条第 1 項第 1 号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。

① 預積金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、預積金を担保とします。

② 貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。また、定期積金に対する質権設定手続は当金庫所定の方法によるものとします。

③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。

A. 割引国債

B. 利付国債

C. 政府保証債

(3) 貸越金の担保となっている預積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第 2 項第 1 号により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 貸越金の担保となっている国債等について引出し、振替え、買取り、償還または（仮）差押があった場合には、前条第 2 項第 2 号により算出される金額については、引出し、振替え、買取り、償還または（仮）差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

③ 前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

8.(貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 1 円とし、毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れま
す。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2 年以上」の利率に年 0.50%を加えた利率

B. 自由金利型定期預金（M 型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金（M 型）ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率

C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率

D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率

E. 自動継続定額複利預金を貸越金の担保とする場合

その自動継続定額複利預金ごとにその最長預入期間に応じた約定利率に年 0.50%を加えた利率

F. 定期積金を貸越金の担保とする場合

定期積金ごとにその約定利回りに年 0.75%を加えた利率

G. 国債等を貸越金の担保とする場合

店頭掲示のえちしん総合口座貸越利率表記載の貸越利率

- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の預積金の全額の解約、国債等の全部の引出し、振替え、買取りまたは償還により、預積金および国債等のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。なお、預積金の一部解約、国債等の一部引出し、一部の振替え、一部の買取り、一部の償還があった場合で、貸越額が残存する定期預金の残高、定期積金の掛込残高および国債等残高に応じた極度額の合計額をこえる場合は、その超過額を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
 - (3) 国債等の口座管理手数料は、担保差入後も引続き支払ってください。
 - (4) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.6%（年 365 日の日割計算）とします。

9.(国債等の償還金等の受入れ)

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債）にかかわらず、当金庫がこれを受け取り、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

10.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳もしくは印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳もしくは印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金および定期積金の給付契約金の支払い、またはこの通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (4) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11.(印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12.(即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫から請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ③ 定期積金の掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

13.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号から第3号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14.(解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳とキャッシュカードが発行されている場合にはそのキャッシュカードを持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に預積金、国債等の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行し、定期積金の残高があるときは、別途に定期積金の証書（通帳）を発行し、国債等の残高があるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定にもとづいて保護預りとはします。

- (2) 第12条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約

した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- ④ 当庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合。
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ⑥ 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定第11条（取引の制限）第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合。
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由が無く当金庫からの確認に応じない場合

15.(差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の預積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の預積金を払戻し貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② この取引の国債等（個人向け国債は除きます。）については、事前に通知することなく、これを一般に相当と認められる方法、時期、価額等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとします。
 - ③ 前号によるほか、事前に通知の上、一般に相当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等（個人向け国債は除きます。）を取得することもできるものとします。
 - ④ この取引の個人向け国債については、事前に通知することなく、中途換金請求があったものとして取扱い、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとします。
 - ⑤ 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
 - ⑥ 第1号から第5号により、なお普通預金の残高がある場合には、通帳を持参の上、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預積金の利率（利回り）は、その約定利率（約定利回り）とします。

16. (未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます）をいただきます。
- ① 預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと
 - ② 預金残高が1万円未満であること
 - ③ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと
 - ④ 同一店舗において、借入れがないこと
- (2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対しお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態

が継続する場合は、同様に手数料を引落します。

- (3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
- (4) ご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

17.(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)～(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18.(譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、定期積金および国債等その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。ただし、振替決済口座に受け入れる国債等については、この限りではありません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行ないます。

19.(保険事故発生時における預金者および積金契約者からの相殺)

- (1) 預積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預積金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いた

します。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (取引時確認)

預金口座開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって届け出てください。

21. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出てください。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当庫がマネー・ローンダリング

グ、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (5) 取引の制限について、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は取引等の制限を解除します。

22. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

23. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年9月1日現在)